

川越市建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いの改正について（お知らせ）

川越市建設工事標準請負契約約款第10条の規定に基づく現場代理人の常駐義務の緩和について、「現場代理人の休暇等の取扱い」を追加しましたので、お知らせします。

1 改正内容の概要

現場代理人が休暇等により現場を不在とする場合の取扱い

(1) 休暇を取得する期間が7日以下の場合

→ 現場代理人に代わって、代役を設置するものとします。

(2) 休暇を取得する期間が連続して7日を超える場合

→ 現場代理人を交代するものとします。

(3) 研修参加や関係機関協議等により現場を不在にする場合

→ 現場を不在にする期間中、発注者と現場代理人との連絡体制が確保できない場合は、(1)又は(2)と同様に取り扱うものとします。

2 適用日

令和6年11月1日以降に入札公告等を行う建設工事について適用します。

なお、令和6年11月1日以降に工事が完成する請負契約については、受発注者間で協議の上発注者が認めた場合は、改正後の取扱いを適用することができます。

3 改正内容の詳細

今回の改正の詳細な内容については、改正後の「川越市建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱い」をご覧ください。

詳細については、川越市公式ホームページでもご確認いただけます。

川越市 現場代理人の常駐義務 で 検索



川越市マスコットキャラクター ときも

【お問い合わせ】総務部契約課工事担当 電話番号：049-224-5632